

家族のための 終活

相続登記と 遺言書保管制度 について

- と き 令和6年2月15日（木）午後2時～3時
- ところ 尼崎市立中央図書館 1階セミナー室
（阪神尼崎駅から南東へ徒歩5分）
- 講 師 神戸地方法務局尼崎支局 登記官 及び 遺言書保管官
- 参加費 無料
- 定 員 先着30人（事前申込不要）

令和6年4月1日から相続登記が義務化されるなど、不動産に関するルールが大きく変わることになりました。また、令和2年7月10日から開始した自筆証書遺言書保管制度は、相続のトラブルを未然に防ぐ有効な手段の一つです。大切なご家族のための終活に役立つこれらの制度について、法務局の職員が分かりやすくご案内します。

